

交通事故被害者の会

第 8 号

2002 年 4 月 10 日 (年 3 回発行)

TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

<http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

発行 北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

編集人 前田 敏章 内藤 功

水野 美代子 富岡 裕子

事務局 〒 060-0001 札幌市中央区北 1

西 9 ノースキャピタルビル 4 階

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は上記事務局に電話をください。会費はありません。年 3 回発行の会報が送られ、毎月 10 日(土、日、祝日のときは次の日) 10 時からの例会に参加できます。例会時に電話相談も受け付けています。

手記

あの日から

北広島市 土場一彦・久美子

「どうしても友達と遊べないの？ どうしてお姉ちゃんと一緒に中学や高校にいけないの？ どうして何も悪いことをしていない僕が殺されなくてはいけないの？」

俊彦は、あの日から私達にいつもこう問いかけています。

俊彦は、平成 13 年の夏休み最後の週末、8 月 18 日の晴天の昼下がり 1 時 30 分、北広島市内のふるさと祭りに友達 3 人と自転車で向かう途中に事件に遭遇しました。

この日は、午前中、翌日のふるさと祭りで披露するヨサコイソーラン踊りの練習を小学校で行い、午後になってから友達と誘い合わせて祭り見物に出掛ける途中でした。昼食に戻った時、「明日のヨサコイはピラミッドの頂上に登るんだよ。明日は踊りで遊べないから、友達と祭りを見に行ってくる。いってきます」と誇らしげに言って別れたのが生前の最後の姿です。

子供達は、スクールゾーンの歩道上をゆっくりと走行していましたが、対向して上り坂の車道を走行してきた女性会社員(50 歳)の車が、20cm の段差の歩道に乗り上げた上、アクセルを踏み込み、3.5m 幅もある歩道上を、子供達に向かって 50m も暴走して次々と跳ね飛ばし、街路樹に衝突してやっとう止しました。故意とも言える不自然な状況に言葉を失いました。

3 人の友達も重軽傷を負い、突然目の前に現れた車を避けることもかなわず、恐怖と向き合った俊彦は、全身の骨折と失血性ショックによって 2 時間後に 9 歳 7 ヶ月の短い生涯を終わらされました。

多くの人が、警察や検察の手で既に処罰が済んでいると思っていますが、危険運転癖で評判の加害者は、正式な謝罪、事故原因の説明、御参りさえもせず、何事も無かったかのように同じ町内で普通に生活をしています。

交通死すべてを交通事故と呼称して聞き流す風潮が、悪質な犯罪者(加害者)に寛容な社会を作っているのです。“加害者も生活があるから”といった言葉を何度も耳にしますが、何の非もなく希望に溢れた未来を一瞬のうちに奪われた俊彦や、生きる希望を剥奪された私達の権利はどこにいったのでしょうか。この事件は、車を凶器として使った通り魔のような悪質な犯罪で、このような人間がいる限り、子供達にとって十分安全であるはずの場所でも、自分達を守ることが出来ないことを語っているのです。

俊彦は、優しさや思いやりに溢れ、笑顔で周りを明るくさせる“ひまわり”のような少年でした。私達にとって命よりも何よりも代え難い存在でした。このような犯罪で彼を失ったことは、身を裂かれるより辛く悲しく苦しいことで、私達の心の隙間は一生埋まることはありませんし、あの日から心から笑うこともありません。ただ、俊彦の為に出来ることを精一杯したい、彼の問いかけに答えてやりたい。それしか残りの人生にも意味を感じなくなっているのです。

今は、俊彦の尊い犠牲を無駄にせず、この事件を風化させることなく、悪質な交通犯罪が撲滅されるよう願わずにはいられません。

交通犯罪を撲滅するために、運輸業者の社会的責任を求める裁判

経営者の「代理監督責任」を認める画期的判決 (2/26) に、不当な控訴 (3/6)

事件の概要

1999 年 10 月 29 日、交差点で青信号の横断歩道を渡っていた斉藤良夫さん（豊平区、当時 76 歳）は、徐行せず歩行者への注意も払わず、反対車線に侵入する極端な内回りで暴走した右折トラックの右前部に轢かれ帰らぬ人となりました。

加害運転手は禁錮 1 年の実刑を受けました。しかし、入社前後に人身を含む事故を 4 回、信号無視や速度違反など違反を 6 回も繰り返し、都合 4 回もの免許を受けている不適格運転手を雇い、適正な運行管理や労務管理を怠った運送会社の経営者としての責任は問われることはありませんでした。

会社としての反省と自覚が全くないことは、謝罪を求める遺族に「社長は入院中で来られない」と平然と嘘をつき、未だに一言の謝罪もなく、陸運局には虚偽の事故報告書を提出するという不法行為にも明白でした。

行政の対応も遅く、運輸局が監査に入ったのは遺族の申し立てを受けてのことで 1 年半後。その結果、事件後も運行管理違反など業務違反を改めていないことが明らかになり、事件から 2 年後ようやく「停止車輛数 70 日車」の行政処分が下されました。

全国からの署名が、裁判所を動かす

2001 年 5 月、こんな理不尽は許せないと、長女の千穂さんはじめ遺族は、殖産運輸社長の代理監督者責任と不法行為による損害賠償を求める訴訟を提起。

しかし札幌地裁は、2002 年 1 月、証人尋問など審理を尽くすことなく、突如結審を宣言しました。

2 月、「被害者の会」世話人会は、この裁判で使用者責任を明確にした公正判決を得ることは、命と人権が真に大切にされる社会への一歩になるとして、支援の署名活動を開始。署名はわずか 2 週間という短期間ながら、道内の会員及びインターネット等でつながった全国の支援者から約 3800 人を集約。裁判所を動かす大きな力となりました。

画期的な 2/26 札幌地裁判決

※以下は「北海道新聞」の見出しと記事の抜粋です

「会社のトラック死亡事故 社長にも賠償命令 代理監督者責任認める」 (2002/2/27)

<解説>・・・事故防止対策「不十分」と警鐘

業務用のトラックが起こした死亡交通事故をめぐる、運転手を雇用していた運送会社の社長の賠償責任を認めた札幌地裁判決は、従業員が事故を起こせば経営者も監督責任を問われて賠償義務を負う場合があることを明確に示したものだ。

事業用車が事故を起こした場合、ほとんどの会社が加入する自動車損害保険から保険金が支払わ

れるため、「事故防止に対する会社や経営者の対策が不十分になりがちだ」との指摘が以前からある。判決はこうした風潮に警鐘を鳴らし、事故防止への取り組みを促すものといえる。

「事故の苦痛、肝に銘じて」・・・遺族会見

運送会社社長の代理監督者責任を認めた札幌地裁判決を受け、遺族側が 26 日、道司法記者クラブで記者会見。長女の斎藤千穂さんは「交通事故が遺族に計り知れない苦痛をもたらすことを運送業者は肝に銘じてほしい」と、父親の遺影とともに訴えた。約 3800 人の署名を集めて訴訟を支援した道交通事故被害者の会の前田敏章代表は「車優先で、人命を軽視する流れに一石を投じる判決」と評価した。

3月6日、殖産運輸は不当な控訴

「被害者の会」(2002/3/9) の声明より

一審判決は、画期的とはいえ、極めて当然の判決であり、不当な控訴に強い憤りを感じます。

被告側に依然として運輸業者の社会的責任や自覚がないことは、この判決直後、被告代理人が「社長を訴えるのは嫌がらせとしか思えない」(2/27「読売」)とコメントしていることから明白です。

安全のための適切な運行管理を怠っていた会社には、営業停止などのもっと重い処分が課せられるべきなのです。「交通殺人」ともいえるべき今回の事件で、経営者の責任が問われないのであれば、これからは『事故』だから被害者はいても加害者はいない「運が悪かった」などと軽く扱われ、「事故」という名の人権侵害が懲りなく繰り返されることとなります。

全ての運輸事業者が安全のために運行管理・労務管理を徹底し、運輸局、労基署など行政も正しく指導監督する、そして一般のドライバーも重い重い社会的責任を担ってハンドルを握るということにつなげてはなりません。今後も支援を強めます。ご理解とご協力をお願いします。

原告、斎藤千穂さんの訴え (2002/3/9) より

加害運転手を首にし、父を轢いたトラックを転売して、痕跡を消し去る事が会社の責任のとり方だということでしょうか。これ以上、犠牲者と遺族を出してはなりません。それは、横断歩道で命を絶たれた父の悲痛な叫びでもあります。

母もこの度のショックと心労で、片目が失明し残る目も近く手術しなければなりません。母のこの苦しみと被害を年のせいだと切り捨てる加害者や裁判官を、私は許す事ができません。このような苦痛は、私たちだけでもうたくさんです。控訴審でも社長の責任を認める判決を出すために、引き続き、どうかご支援下さい。

詳しい経過等については当会のホームページを

長谷智喜さん

前回の講師からのお便り

柳原三佳さん

上川橋交差点が分離信号に

歩行者事故防止研究会 長谷智喜・かつえ

分離信号運動 9 年の原点

地域町会とともに警視庁への信号改善要望提出から 9 年。平成 14 年 3 月 4 日、私たちの悲願であった上川橋交差点の分離信号が実現しました。運動の原点であるこの交差点の分離信号化は、単に一つの交差点が改善されたという物理的変化だけにとどまらず、行政の車優先施策に異を唱えた遺族と国民の声を反映したものとして非常に意義深いものがあります。これからの交通の安全が、車優先から歩行者優先へと変わる転期となることでしょう。

危険な郊外の交差点こそ分離式に

「しんごうはなぜあるの？」と書き残した息子の命が奪われた上川橋交差点は、J R 八王子駅から 9 キロ。山あいの中で二つの街道（7 m 道路）が交わる丁字路交差点です。通行車両は大型ダンプの混入率が高く、通行車両は多いものの歩行者はきわめて少数という、全国どこにでもある郊外の交差点です。このような郊外の交差点は街中の交差点と比較し重大事故の発生事例が多いことから横断者一人一人に課せられる生命への危険は、遙かに高いものと行政に指摘していたところでした。

今回上川橋交差点に用いた分離方式は押しボタン式。歩行者が押しボタンを押さないかぎり両方の街道の車だけを交互に流します。歩行者の安全と車の効率を両立させたシンプルな構造です。

全国的生活路と通学路に普及を

さっそく夫婦で上川橋交差点を歩いてみました。全ての車が停止したことを確認した上で交差点を渡る感触は、期待したとおり安全そのものでした。私たち大人が子どもたちの安全を願って与えるものは、避けようのない危険性に蓋をして教えるまやかしの安全教育などではなく、交差点の実状にあった信号運用の改善であることを実感いたしました。

なぜこのように簡単な改善がすぐにできなかったのか、いまもってその真意は定かではありませんが、速やかに全国的生活路や通学路に普及することを願ってやみません。（分離信号日より 2002.3.13 より）

昨年講師をお願いした、長谷さん夫妻の粘り強く緻密な努力が実を結びました。誰より天国の元喜君が、お父さんお母さんを誉め、励ましていることでしょう。

ちょうど北海道でも道警が本格導入を決めるという報道

があり、喜んでいた時でした。道新記事を紹介します。

スクランブル交差点

歩車分離式信号 道内で本格導入

道警は今年から、歩行者が横断歩道を渡る際、交差点内への車の進入をすべてストップする「歩車分離式信号」を全道各地で本格導入する。歩行者の交通事故を防ぐのが狙い。三月中に札幌市中心部の交差点などに十基設置するのをはじめ、年内に五十基を整備。来年以降も順次、全道各地の市街地などに導入する。（後略）

北海道新聞 2002/3/11

3 月中に設置されたのは、札幌市内の 9 カ所と江別を合わせた次の 10 カ所です。

- 札幌市 ①南 1 西 3 ②南 1 西 2 ③北 4 西 4
④北 4 西 3 ⑤南 1 西 17 ⑥北 11 西 15
⑦真駒内幸町 3 ⑧北 12 西 4 ⑨白石区本郷通 3
⑩江別市東野幌町 6

道警の交通規制課を訪ねたところ、現在の箇所は市街地だけですが、年内に設置する箇所には、静内町など交通量の少ないところでの導入もあるとのこと。今回の設置を機に、押しボタン式などで先ず通学路の全てを分離式とすることを要望してきました。

書面での報告義務、違反には罰金

自賠法が改正されました

ジャーナリスト

柳原三佳

4 月 1 日、自賠法が改正されました。今回は、自賠責保険始まって以来の大改正となりました。

そのなかでも、特に画期的なのは、以下の条文が盛り込まれ、4 月 1 日以降は、保険会社が査定の結果や理由について、被害者に書面で報告せよと義務付けられ、さらにこれに違反した保険会社は 100 万円以下の罰金（第 87 条の 2）という罰則もついたことです。

これまで、「無責」や「重過失減額」また、後遺障害等級認定の根拠がわからず、苦しんでこられたご遺族、被害者は多いことでしょう。しかし、新しい自賠法では、保険会社に「書面での説明」を義務付けています。（ただ、どの程度で説明でよしとするつもりなのか、それについては 4 月以降の運用を見ていかなければわからないのですが）

●第十六条の四

保険会社は、保険金等の請求があったときは、遅滞なく、国土交通省令・内閣政府で定めるところにより、支払い基準の概要その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を当該請求を行なった被保険者又は被害者に交付しなければならない。

会員学習会の記録

交通事故被害者の心とからだ (下)

講師 久保 義彦先生 01/10/13 於 ; かでる2・7

■ 表現する事で苦痛に振り回されない自分へ

言葉や感覚の記憶に感情が伴っていると話したが、感情成分が全く残らない「歴史的記憶」というのがある。例えば、1192 年に誰が何をしたという記憶に、悲しいとか悔しいという感情はない。

事故や災害の記憶を表現しないでいると、ショックを受けた記憶はいつまでも歳をとらず、その瞬間のまま記憶される。言葉に出来ないところはたくさんあるが、言葉に直して表現したり、人前で話さなくても文字で記録するという事は、生の記憶を歴史的記憶に書き換えているのと同じ。表現すると、それを客観的に観察する目が働く。自分自身の体験だがそれを別な人の体験かのように眺める目が出来、それが育っていく。苦しんでいる自分を眺める目が発達するにつれて、感情的成分というのがどんどん薄れていく。つまり、記憶自体は変わらないが、新たな視点加わる中で記憶の量が増えていくということになるかもしれない。観察する目が増えていくにつれて、苦痛な体験としての記憶が飛躍的に少なくなる。自分を見つめ直す事が出来てくると、それで安心感や安全感、ゆとりのような感覚が育って、苦痛に振り回されないような自分が出てくる。

以上で前半の講演を終え、以下は

参加者からの質問に答える形で行われました。



■ 記憶や睡眠の障害、目や耳の不調は？

記憶が抜ける事がある、睡眠出来ない、買い物をしてお金を払わない事がある、物が二重に見える事がある、頭に音が響く、赤信号に気がつかないで横断歩道を渡ろうとする事がある。こういう質問だが、まとめて言うと老人性痴呆の症状にそっくり。

これは、精神のエネルギーという仮説をたてて考えるとわかりやすい。例えば、普段 10 のエネルギーを使っているとする。そこにエネルギーが分散して行き渡っていれば、滞りなく生活できる。ここの一部に記憶という部分があるとする。それで、交通事故に遭い、その記憶にエネルギーが 5 くらいとられると、他の所に行くエネルギーが少なくなってしまう、それまで 1 行っていたエネルギーが 0.1 とか 0.3 とかになる。平たく言うと気を取られている状態。

記憶が抜ける事がある、買い物をしてお金を払わない事があるというのは、全部エネルギーがその関係性の方に向いていないことによる。

睡眠出来ないのは自律神経の問題。頭に音が響くというのは、聴覚がものすごい過敏になり、エネルギーが耳に集中してしまっている。本来、耳は色々な雑音を拾っている。それを我々の脳は、生命に必要な情報だけを選び出して、他は捨てるという作業をして、意味のあるものを聴き取っている。

この人は、とても辛かった出来事の記憶にかなり気を取られている。私たちの精神の活動には、パッ

パと考えられる意識的な活動と、良く考えるとあーそうだったかなと、意識できないけど自然にやっている無意識的な活動とがある。

仮説だが、普通の注意力のエネルギーは意識的な活動の方に 9、前意識

板書メモ③

精神（注意力）のエネルギー

	通常	PTSD
意識的活動	9	→ 低下
前意識的活動	0.9	→ 4~5
無意識的活動	0.1	→

的な方に 0.9、無意識的な方に 0.1 くらいだろうと言われている。この比率が変わり、前意識が無意識に近いところに 4 か 5 行くと、意識的な活動のエネルギーが下がってしまう。

命の危機に伴う様な災害だと、記憶のされかたが無意識レベルの記憶というところまでいってしまい、意識活動などのエネルギーが足りなくなる。そうすると、老人性痴呆症に似たような状況が出てくる。

■ 家族でのケアは可能か？

次に、「お互いに心が傷ついている家族どうして心のケアが出来るでしょうか」という質問。

一般的には辛いことがあったらそっとしておく、触れないでおこうという意識レベルの配慮が働く。これは、一般の人がする配慮なら良いのだが、話題にしたらダメ、触れたら危険という状態で、先ほど言った安心・安全感とは正反対の状況を作っていること。家族なのだから安心して話して良いという状況が出来たら良い。

話を聞いてもらおうということは、先ほど言ったように、表現してそれを眺める自分が居る、自分が育つということになる。人にうまく伝わらないかもしれないという苦痛を、やっぱり家族だからわかってくれているという意味での安心感もある。家族の場合は、話したくなかったときに話していいんだという状況を作れたら良い。触れないでおくという暗黙の了解が出来てしまい、それが大人の関係であると思っていると家族がうまくいかなくなる。家族なのに信じられない、安心できないという事になりかねない。安心して訴える事が出来る、安心して受け止める事が出来る、そういうことが出来れば、専門家をお願いしなくても快復していく可能性がある。

自分がこれだけ辛いから、相手も辛いだろうと我慢したがる場合もある。そう思うことで相手を思いやっているのだが、その人自身が今度は引きこもりに入っていく。一番苦しい事を伝えて良いはずの相手に伝えられない、表現できないと、表現する自分を見つめる目が育たないからいつまでたっても変わらないという事がおきかねない。

■ 亡くなった子に無性に会いたいが？

次の質問、息子さんが交通事故にあって今年が○回忌になるが、無性に会いたくなるという。

これはかなり快復してきている。会いたくなるというのは、元気な頃の息子さんにだろうと思う。ということは、元気だった頃のイメージが快復してきているということ。一番具合の悪いときは、健康な時のイメージを持てなかった可能性がある。そういうイメージを思い浮かべて、でももうこの世にいないのだから会えないという、納得した、受け止めたという形になっていく。そして今度は、会えないし存在しないという条件下で、どう生きていくかという話しになると思うが、かなり快復しているのではないか。

■ 「否認」という心のはたらき

心の働きの一つに「否認」というものがある。その時の、自分の心の安定を保つ目的で、都合の悪い事を認めないとする。例えば、疾病否認や現実否認。

事故に遭ってその後 1 か月くらいを全然記憶していないというのは逆行性健忘。自分が火をつけたのにつけていないと信じ込んでしまい、何年も経ってからあれは自分が火を付けた、思い出しました、という事件があった。

板書メモ④

否認：心の安定を保つため、都合の悪い事は認めないという心のはたらき
疾病否認・・・糖尿病なのに認めない
現実否認・・・肉親の死亡を認めない（逆行性健忘症）

都合の悪いことを認めても、心の安定が保てる状態になったときに、現実を認めるようになる

肉親が死亡した事を認めないという現象もある。人というのはあまりにひどい苦痛や体験をすると、意識の上では無かったことにしてしまうという働きが出てくることがある。

意識的な部分で完全に否定し、そんな事無いと思っているのに突然涙が出てきて泣いてしまうのも、無意識の部分では否定していないという矛盾から。これは現実否認という例。

こういう現実否認などは、あくまで一時的であり、精神的エネルギーの快復力がきちんと働いてくると思い出すようになってくる。これは、都合の悪いことを認めても心の安定が保てるという状態。そして、すべてを認めて受け入れる態勢が出来てくると、本格的な快復。

恥ずかしい思いをしたのに「否認」するのは、平たくいえば「いい振りこき」に似ている。無理をするとか、逆の事をするというのも入ってくるが、実際は心の勇気の表れでもあるので、病的とは決めつけられない。ある意味、健康な否認というのは日常生活でみんなやっている。いい振りする者同士だからめめないで済むという場合もある。こういう働

きは普段でも使うので、きつい状態の時にはものすごく使ってしまう。

■ 加害者にも「否認」があるのか？

事故を起こした加害者にも PTSD の症状としての「否認」あるのかという質問だが、現実を否認することで自身の安定性を保つ「否認」はある。

自分が赤信号で突っ切ろうとして人を撥ねたのに、そうではないと思いたい。そうすると、信号は青だったとがんばる。それで、目撃者がいないという話になる。裁判官はその辺のことは習ってないはず。裁判用語で言う否認は、罪状を認めるかどうかで、認めないときに否認したという使い方をします。

今ここで説明した否認というのは、「現実否認」で一部分精神病になっているのと同じ。ある種の妄想状態になっている。事故を起こした瞬間の記憶が完全に妄想に置き換わっている可能性がすごくある。保険屋も警察などもその辺は考えていないと思うので、被害者は非常に歯がゆい思いををすると思う。

■ PTSDの研究について

PTSD の研究は合衆国で発達した。朝鮮戦争、ベトナム戦争で、目の前で誰かが死んだ、自分の手が吹き飛んでいたというような体験をした人は、最初「戦争神経症」と呼ばれていた。

ところが、自分は一切怪我をしないで敵を殺しまくってきたはずの人が、フラッシュバックをしょっちゅう起こし、それを避けるために、麻薬や覚醒剤の常習犯になってしまう。または、今、ベトナムにいたいと思ひこんでその辺の人を撃つ。そういう現象が起こった。

それは神経症で一時的なものだろうと治療したが、さっぱり良くならない。最初は軍人になる病氣と言われたが、色々な日常生活でもこういう具合の悪さを持っている人がいるということで研究された。

日本は海外派遣してなくて、あまりいないが、終戦当時に物心ついてた人たちや、実際に戦争に加わった事のある人、目の前で肉親が死んでいったという様な人達は全員 PTSD 経験者と思って良い。

日本人は、仏教的な文化背景が色濃かった時に、すべての事に惑わされない、安定した無心な状態が良い、という教えが小さい時から身に付いていた人達だから、もしかすると耐えられたのかもしれない。

● 講師略歴

1945 年生まれ。1972 年札幌医科大学卒。専攻は精神分析学・精神療法。北海道精神分析研究会代表幹事。「くぼメンタルクリニック」院長

札幌市中央区南 3 条西 2 丁目
H & B プラザ 3 F

（予約の電話を入れて相談されることをお勧めします。

Tel. 011-271-5222）



会員の投稿 **なぜ検察審査会も司法と同じ結果なのか** 清田区 荻野 京子

検察審査会の議決書も、司法の判決と同じでした。不正確な警察の実況見分調書が、何らの調査もなくそのまま結論づけられている結果だと思います。

- 1 双方の車が小破で、車輛損害がそれほどでないと認められる。
- 2 40 センチしか前に押し出していない。
 - 1, 2 から衝突の程度はそれほど大きいものでなかったと推測される。
- 3 5 年前に腰椎すべり症の疾患で通院していた。
- 4 本人の主観的、心理的な要因が影響している。
 - 3, 4 から、症状が同事故によって明らかに発生したとまで認めるに足る証拠も見当たらない
- 5 公訴時効の完成まで残り少なく、民事訴訟で決着しているので、検察官の不起訴処分の査定と同一に帰するとしか言いようがない。

以上のように議決されました。

加害者の車の損傷が小破とされているのは、前部が上から下部まで凹みが相当酷い状態の写真が検察庁に提出されていないことが原因です。

押し出されたのは 40 センチではありませんでした。加害者も「1 メートルも移動したとは考えられない」と、1 メートル以上移動したことを誰かに言われています。被害者の私も衝突時に記憶がなく、「少しだった」と思っておりましたが、安全な場所に移動したときに、左折車とぶつかりそうになりましたので、1 メートル以上押し出されたと感じております。

警察官は真後ろの衝突と図示していますが、左後部に衝突して、体が左に押し出されて大きく歪み、そのために回復までに時間が相当かかっていると考えられます。体が歪んだ写真も証拠として提出しているにもかかわらず軽度の怪我と結論されました。

第三者が関与した事故とされていますが、「店の中で衝突音を聞いた」という発言から、因果関係がなかったと思い本人に確認いたしましたところ、加害者の弁護士に自賠責保険を使いたいからと言われ、因果関係があったと書くことを了承したとのことです。

加害者の保険会社のために、公文書にいと簡単に事実でないことが記入されていることが判明しました。弁護士にも確認をとりましたが、手紙のやりとりをお願いしたと認めました。

被害者にとって不利な調書がこんなに簡単に作成されることを知り愕然としました。これは私一人だけの事ではないと考え、実況見分調書の虚偽記載で告訴をしています。どんな結果が出されるか、信じて待つしかないのだと自分に言い聞かせていますが、

事実が正確に報告されたなら、被害者が苦しむことがないのではと確信します。

目 誌



《会合など》

- 1 月 15 日 会報7号発行
- 2 月 3 日 第 32 回世話人会 (臨時)
- 2 月 12 日 第 33 回例会・世話人会
- 3 月 11 日 第 34 回例会・世話人会
- 3 月 24 日 第 35 回世話人会 (臨時)
- 4 月 10 日 第 36 回例会・世話人会
会報 8 号発行

《訴えの活動「心に響け被害者の声! 100 万人講習」など》

- ▲ 2/17 北海道低温運輸 KK (佐川)
- ▲ 1/18 札幌刑務支所 ▲ 3/8 伊達地区安管講習
- ▲ 3/25 弟子屈町交通安全決起大会 (前田)
- ▲ 1/31 湧別高校 (水野美)
- ▲ 3/6 静内町交通安全決起大会 (水野親)

《処分者講習での講師》

- 10/18 3/14 (水野親) 11/15 (内山)
- 1/17 (小野) 2/14 (前田)

@@@ 会へ寄せられたメールから @@@@

初めてメールします。私は留萌管内遠別町の商工観光課広報交通係長をしております。

皆さん方の日頃からの活動には敬服しているところです。当町の広報紙では毎月 1 ページを使って交通安全の特集記事を継続して掲載しており、時々皆さんのことも書かせていただいております。

生の話を聞くたびに、こんなことが起こっている、ひとつの事故の影にこんな悲しい事実があるということを知り知らされております。昨年の管内の住民大会にも皆さんの代表をお呼びしてお話を伺ったほうが参加者の心にずっと訴えるものがある、と留萌支庁に提案させていただき実現しました。

この業務についているからかもしれませんが、最近では交通安全に対することが以前よりは報道されるようになってきたかなと感じております。私の家族には運良く被害にあったものはありませんが、もし子どもが被害にあったら、家族があったらと、いつも思いながら、広報記事を書いております。それでもし可能でしたら、貴会の会報を継続して当町に送付していただけないでしょうか。当町からも広報えんべつを送付して交流できたらと思っています。今後ともかげながら活動を応援していきたいと思っています。 2002/3/1

遠別町の公報と当会の会報を交換し合うことになりました。その後弟子屈町からも同様な申し出があり、交通事故被害ゼロへの輪の広がりを感じます。

書籍紹介

しばらくぶりに例会に参加し、貸し出しノートを手にとると、氏名と本のタイトルで、びっちり欄が埋まっており、驚きと嬉しさでいっぱいの気持ちになりました。お馴染みのメンバーの間に新しい方や久しぶりの方のお名前を見つけると、普段なかなかお会いできなくても、それぞれの場で元気に過ごされている姿が目につかびます。これらの本がたくさんの人たちに、ある時は様々な知識や情報を提供し、ある時は同じような体験を共有し、糧となっていることと思います。

さて、会報5号で「突然の死とグリーフケア」を紹介しましたが、今回はその死別問題の第一人者、A・デーケン氏の「生と死を考えるセミナー」を中心に新刊をそろえました。これらセミナー集はケアにあたる専門家にも愛読されており、医療系大学図書館にも必ずといっていいほど置いてある本で、国内外の現状をわかりやすく伝えています。どの本も厚い割りにスムーズに読み進められる内容となっています。

かくいう自分も医療に身を置く者として、理想と現実とのギャップに悩む日々であり、特に一般病院においては治療や延命・効率が最優先される傾向にあり、多忙な業務の中ではご家族はおろか、患者さんともゆっくり話す機会さえも持てない時もままあります。確かに「病院」にも色々な機能があり、患者さんやご家族それぞれ多様な希望や思いがあります。全てに応えることへの難しさは十分感じていますが、最近やっと、スパゲティ症候群の問題に代表されるような「クオリティ・オブ・ライフ」QOL: 生命の質という言葉が囁かれるようになってきました。ただ生きるのではなく、どのように生きるのか。生命の価値について深く考えさせられるセミナー集です。

★「生と死を考える(生と死を考えるセミナー第1集)」

曾根 綾子 A・デーケン編 春秋社 1984

現代社会において死は非日常的なものであり、時

に隠されるものであり、身近な死を経験する機会がすくないままで、現実のものとして自分の前に突きつけられる時、多くの人が無力感・絶望感に打ちひしがれます。しかし、死の中に生を感じるのもまた事実です。医療や心理学、患者家族など様々な立場から生と死を考えます。

★「伴侶に先立たれたとき(同 第3集)」

A・デーケン 重兼 芳子編 春秋社 1988

配偶者の死とは、最もストレスフルなライフイベントといえます。誰しも大切な人の死に直面した時、様々な悲嘆の心理過程をたどりますが、本書では配偶者に的を絞って、データの分析や事例紹介・体験談より、伴侶を失った自分が今後どのように生きていくかを共に考えます。

(書籍係 宮坂)

急告 柳原三佳さんの最新刊

★ 改訂新版「保険会社が教えてくれない 自賠責保険請求ガイド」 柳原三佳著 情報センター出版局 2002

「週刊朝日」誌上で査定制度改善のきっかけをつくらせた著者による最新情報。好評の同名書を2002年4月の「自賠法改正」にあわせて改訂。納得がいけない賠償金額に対する「異議申立ての申請方法」など具体的に説明した最新版の「定番ガイド」。

平成 13 年度の交通安全功労者等表彰式にて、当「被害者の会」に知事より感謝状が授与されました。

道の「心に響け被害者の声! 100 万人講習」の講師として交通安全の啓蒙に寄与したことが評価されたものです。

写真は、同じく団体表彰された脳外傷友の会「コロボックル」の代表とともにカメラに納まる3人の世話人です。

(2月8日 札幌東急ホテル)



◆ 例会は毎月10日、10時～12時(事務所)の他に、隔月で第4土曜日1時半～4時、「かである2・7」で行います。会員の方、又は入会希望の方は、相談・交流もできますので、気軽にお越し下さい 予定⇒ 5月10日(金)、6月10日(月)、※6月22日(土)、7月10日(水)、8月9日(金) ※8月24日(土)

※印は午後、会場は「かである 2・7」です

◆ 次の会報発行は8月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。

(〆切7月20日、1200字程度、郵送、FAXまたはEメールで事務局へ)

◆ 会の事務所が4月より同じビルの4階に移動しました。(FAX番号も変更)

いのち
「生命のメッセージ展」 in 札幌

5/17～19 9:00～19:00 (19日は17:00まで)

「かでの2・7」1階展示ホール

札幌市中央区北2条西7丁目

主催：「生命のメッセージ展」北海道実行委員会

後援：道交通事故被害者の会 北海道 道共同募金会他
入場無料

人が暴力的に生命を奪われることなく、せいっぱい生きることができる社会を夢見ています。

戦争はない、殺戮はない、
犯罪はない、被害者は生まれない世界。
人は自然の摂理で生まれ、
老い、自然に死んでいく。

会場には犠牲者の人型オブジェと写真メッセージ、遺品を展示

しかし現実には、多くの生命が犯罪や社会の不条理のもとに生命を断ち切られています。

ひとつとして忘れることのできる命は在りません。私たちは、彼らの生きた証をたどり、大いに泣き、笑い、語りません。

過去にしがみつくとはいえません。亡くなった生命が教えてくれることを探すのです。思い出をたどれば、心の傷に触れるでしょう。しかし、私たちは、逃げることなく現実と対峙しようと思ひました。

メインの展示は、ひとりひとりの等身大の人型と彼らの遺品の『靴』。
靴は彼らの足跡＝生きた証の象徴です。
人型には一人ひとりの素顔やメッセージを添えます。

「生命のメッセージ展」は、暴力的に生命を断ち切られた彼らへのレクイエムであり、私たちの反省であり、夢への道しるべです。

「生命のメッセージ展」実行委員会

いのち
同時開催 講演「生命のメッセージ」

5/19(日) 13:00～16:00

「かでの2・7」8階特別会議室

メッセージ展の代表、人型オブジェの制作者
鈴木共子さん(神奈川県)が、自作の詩を交えて
思いを語り、道内外の遺族からのメッセージへと繋がります
入場無料

編集を終えて

▲「道内交通死 最悪ペース」(「道新」02/3/23)
こんな見出しに、春の陽射しにも心からの暖かさを感じることができません。今冬は雪解けが早く、スピードを出すドライバーが増えたのが原因とのこと
▲「寒さで？交通死大幅減」(「道新」01/3/3) 厳寒であった昨年同時期の見出しです▲被害の要因は、アイスバーンより、クルマが自由奔放に走れること。これが現在のクルマ使用の構造的な問題です▲ドライバーが路面状態や歩行者に警戒して走れば(走りづらくすれば)犠牲は減るのです。ではどうすれば警戒心を持つのか▲事故原因の多くが前方不注意ですが、この要因の一つで、最近増えているのが携帯電話使用です。道内の昨年の携帯電話に絡む人身事故は142件で1人死亡217人がけがをしたそうです。

(「道新」02/4/2) ▲運転中の携帯電話使用は道交法(71条1-5-5)でも禁じられており、違反し危険を生じさせた場合、3月以下の懲役又は罰金が科せられます。しかし、道警のアンケート調査では、携帯電話を使用して人身事故を起こした30人のうち10人が危険と認識しながらも使っており、一般のドライバーでも8割が危険と知りながら、「使用したことがある」は約9割にものぼるそうです(前出「道新」)
▲モラルに任せては交通犯罪撲滅、被害ゼロは実現しません。バスや列車の運転手が運転中私的な携帯電話を使用することなど考えられるのでしょうか▲重大交通犯罪である飲酒運転についても全く同様です。根本的矛盾は、危険極まりないクルマが、便利だからと強い規制もなく使用されていることだと思います▲「運転手に注意を促す」→「危険と認識する」→「しかし自分は大丈夫と、危険を犯す」→「人身事故」→「注意を促す」▲この「要因の連鎖」を断ち切らなくてはなりません。決め手は社会的な「規制」を具体的にすることです。飲酒、速度・・・(前田)

被害者の会主催 講演会 「いのちの重さを伝えるために」

悪質交通事故で子供二人を失って

講師 井上保孝・郁美ご夫妻

5/18(土) 13:00～15:00 札幌ガーデンパレス(北1西6)

参加費無料、会員以外の方も大歓迎です

■講師プロフィール■

千葉県在住。平成11年、東名高速道路で酒酔い運転の大型トラックに追突され、当時3歳と1歳の子供2人を焼死させられる。悪質交通事犯の量刑見直しを訴えて、全国の遺族らとともに署名運動を展開し、危険運転致死傷罪新設に尽力。「いつかまた天国で奏子・周子に再び会えた時、『パパ、ママ、がんばったじゃん』と、二人に言ってもらえたら」という思いで、飲酒運転撲滅といのちの大切さを伝えるために精力的に活動中。著書に「永遠のメモリー」(河出書房新社)がある。